

平成26年9月定例会 総務委員会（事前）

平成26年9月19日（金）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

笠井委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時36分）

議事に入るに先立ち、御報告いたします。

昨日の議会運営委員会において、提出予定議案のうち、議案第1号の平成26年度徳島県一般会計補正予算（第3号）については、本日の委員会で十分審査し、開会日には委員会付託を省略して議決することと決定いたしておりますので、御報告いたします。

それでは、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、公安委員会関係の調査を行います。

この際、公安委員会関係の9月定例会提出予定議案等について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（資料①）

- 議案第2号 平成26年度徳島県一般会計補正予算（第4号）
- 報告第6号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について
- 報告第9号 損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】 な し

児嶋警察本部長

私から最近の治安情勢と主要施策の取組状況について御報告いたします。

まず、治安情勢について御報告します。

近年、減少基調にある刑法犯認知件数につきましては、本年も減少が続いており、8月末現在で3,038件と、昨年同期と比べ934件、率にして23.5%減少しています。

一方、交通事故につきましても人身事故の発生件数は引き続き減少しており、死者数は、8月末現在で20人と、昨年同期と比べ12人、率にして37.5%減少しています。

この刑法犯認知件数と交通事故死者数の減少率は、いずれも全国第1位でありまして、県警察の運営指針である「安全安心を誇れる徳島県の実現」に向け、着実に成果を挙げているところであります。

しかし、個々の事件、事案に目を向けてみますと、高齢者を中心に特殊詐欺の被害が後を絶たず、DVやストーカー事案、児童虐待事案も増加傾向にあるほか、サイバー犯罪、

危険ドラッグ、認知症高齢者の行方不明など、新たな治安上の脅威や問題も出現しています。

また、全国的に台風やゲリラ豪雨などの自然災害が猛威を振るっており、広島県では土砂災害により多くの方が犠牲になったほか、県内におきましても、台風11号の大雨により那賀川流域の広い範囲で大規模な浸水被害が発生するなど、自然災害の脅威を再認識したところです。

また、台風11号の大雨の際、那賀警察署庁舎も床上浸水の被害を受けたものであり、改めて活動拠点となる警察署庁舎の機能の強化や各種事態に的確に対応するための訓練等の必要性を認識したところであります。

このように、県警察が取り組むべき課題は山積しておりますが、引き続き、全国や世界にも誇れる高い水準の治安を、この徳島県において必ず実現するという高い理想に向かって、組織一丸となって努力してまいり所存です。

次に、主要施策5項目の推進状況について御報告いたします。

第1は、身近な犯罪の抑止です。

自転車盗や車上狙いなどの街頭犯罪の認知件数は、本年8月末現在で989件であり、昨年同期と比べて28.7%減少しています。しかし、注意深く見てみますと、空き巣や忍び込み等の侵入窃盗の認知件数は315件であり、昨年同期と比べ8.2%増加しています。

県警察では、犯罪の発生状況や不審者情報をきめ細かく分析し、重点的なパトロール活動や被害防止のための情報発信を強化するとともに、地域住民が行う自主防犯活動を積極的に支援するなど、地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策を推進してまいります。

DV・ストーカー事案に対しては、被害の未然防止、拡大防止のため、生活安全部門と刑事部門が一体となって、警告などの行政措置はもとより、早期の事件化に努めてきたところではありますが、引き続き、男女間トラブルが殺人などの重要事件に発展する可能性を秘めていることを再認識し、関係行政機関との連携を密にし、人身安全対策に万全を期してまいります。

社会問題化している特殊詐欺につきましては、本年7月末までに全国警察が把握した被害額が過去最悪であった昨年のペースを上回る勢いで増加しており、事態はますます深刻化しています。

県内の被害額は、本年8月末現在で約2億6,900万円と、昨年同期と比べ約4,200万円減少したものの、依然として高齢者を中心に大きな被害が発生しており、極めて厳しい状況にあります。

県警察では、「詐欺でないで条例」の趣旨を踏まえ、関係行政機関や事業者、防犯ボランティアとの連携をより一層強化し、被害に遭わないためのインパクトのある情報発信を行うとともに、金融機関や宅配事業者と共同し、水際で被害を防止するための対策を講じているところです。

また、この種の犯罪は全国を舞台にして敢行される例が多いことから、全国警察と連携し、犯行グループの中心人物を検挙するなど、予防と検挙の両面で対策を進めてまいりま

す。

第2は、重要犯罪等の徹底検挙です。

殺人や強盗などの重要犯罪の認知件数は、本年8月末現在39件であり、検挙人員は22人、検挙率は89.7%です。

県警察では、6月議会以降、徳島市渋野町の高齢者施設新築工事現場で発生した非現住建造物等放火事件、吉野川市鴨島町で発生した連続放火事件、徳島市内で発生した連続強姦、強制わいせつ事件などをことごとく検挙したところです。

これら重要犯罪の発生は、県民にとって大きな脅威であり、体感治安の低下につながるものであることから、引き続き、県警察では早期検挙に向けた迅速かつ的確な捜査を展開してまいります。

暴力団対策につきましては、本年8月、県内に本拠を置く六代目山口組三代目心腹会の主要構成員を詐欺事件で検挙しました。同会は、本年5月に三代目体制が発足したばかりであり、県警察では、組織固めが十分でないこの時期を同会壊滅の絶好の機会ととらえ、今後も暴力団対策法をはじめとする各種法令を駆使した取締りを強化するとともに、徳島県暴力団排除条例を効果的に運用し、総合的な暴力団対策を推進してまいります。

危険ドラッグにつきましては、全国的に乱用者による重大な交通事故が相次いで発生しており、深刻な社会問題になっています。

現在のところ、県内において危険ドラッグを販売している店舗は把握していませんが、インターネットを通じて入手することが可能であり、県内でも危険ドラッグを使用した者による交通事故や救急搬送事案が発生しています。

これら事案のうち、指定薬物が検出された事案では、薬事法や徳島県薬物濫用防止条例を適用し、危険ドラッグ所持者を検挙したほか、危険な運転者を道路交通の場から未然に排除するため、昨日、公安委員会において、全国で初めてとなる危険ドラッグ使用者の運転免許停止処分の決定を頂きました。

引き続き、県警察では県薬務課などと連携し、危険ドラッグの危険性、違法性を県民に理解してもらうための情報発信を強化するとともに、実態把握、関係法令を駆使した徹底取締り、危険運転者の排除などを進めてまいります。

第3は、交通死亡事故の抑止です。

冒頭申しましたとおり、交通事故につきましては、発生件数、死者数とも昨年より大きく減少していますが、依然として多くの高齢者が交通事故の犠牲になっており、また、本年8月には、青信号の交差点を自転車で横断していた小学生が、左折トラックに巻き込まれて亡くなるという大変痛ましい事故も発生しました。

引き続き、県警察では交通死亡事故の抑止を最重要課題とし、死者数を30人台後半、可能な限りゼロに近づけるという目標を達成するため、悪質運転者に対する取締りの強化、体系的な教育による交通安全思想の普及、安全で安心な交通環境の整備を進めてまいります。

なお、今月21日から実施される秋の全国交通安全運動では、子どもと高齢者の交通事故

防止を運動の基本とし、官民一体となった各種交通安全対策が実施されますが、この運動を契機に、更に県民の交通事故防止の気運を高めてまいります。

第4は、災害、テロ等緊急事態への対処の強化です。

南海トラフ地震をはじめとする、あらゆる自然災害に対しては、迅速かつ的確な対処が出来るように活動拠点の整備及び機能強化を計画的に進めるとともに、初動対応や装備資機材の習熟訓練、自治体や関係機関と連携した災害対策訓練等を引き続き実施してまいります。

また、自然災害だけでなく、テロ等の事態を想定した訓練を重ねるとともに、消防、自衛隊、海上保安庁等の関係機関との連携を密にし、緊急事態への対処能力の向上に努めてまいります。

なお、広島県の土砂災害につきましては、広島県公安委員会からの要請に基づき、機動隊員等27人を現地に派遣し、捜索活動等に従事させたところです。

第5は、事態対処能力と警察組織基盤の強化です。

県警察では、第一線で勤務する職員がそれぞれの任務に邁進することが出来るよう、業務の合理化、効率化を徹底するとともに、業務指導やフォローアップ等の強化、若手警察官の早期戦力化、女性の視点をより一層反映した運営など、警察機能の最大限の発揮に向けた取組を推進しています。

また、警察組織の基盤を強化するため、優秀な人材確保に向け、幅広い募集活動を展開するとともに、専門的な技能を有する者を選考採用するなどの取組も進めているところ、引き続き、事態対処能力と警察組織基盤の強化に努めてまいります。

以上、現下の治安情勢と主要施策の取組状況について御報告をいたしました。

引き続き、県警察では組織の総力を挙げ、県警察の運営指針である「安全安心を誇れる徳島県の実現」を目指し、邁進する所存です。

委員の皆様方から更なる御指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

久次米警務部理事官

私からは、お手元にお配りしております説明資料に基づきまして、平成26年度一般会計予算9月補正予算案について御説明申し上げます。

本補正予算案は、去る8月10日、台風11号の豪雨により那賀警察署の庁舎や公用車両等が浸水被害に遭い、主にその修繕等の予算について増額補正するものであります。

まず、那賀警察署庁舎等の浸水被害の概要につきまして御説明を申し上げます。

8月10日の早朝、折からの豪雨により警察署敷地内への浸水が始まり、本庁舎、武道場、倉庫及び署長公舎の床上30ないし50センチメートル程度まで浸水いたしましたほか、庁舎駐車場に駐車中の公用車両、公用自動車3台、それから自動二輪車4台につきましても浸水いたしまして、備品や公用車両の一部などが使用できなくなったというものでございます。なお、事件事故の証拠品、それから被害届等の捜査書類、その他遺失拾得関係等の行政書類につきましては、後々の業務に支障を及ぼすことはありませんでした。

それでは、補正予算案につきまして御説明いたします。

まず、説明資料の1ページをお開きください。

歳入歳出予算総括表でございますが、3,178万円の増額補正をお願いしております。

財源といたしましては、全額一般財源を充てております。

続きまして、2ページをお開きください。

補正予算に係る事業について説明いたします。

資料の上から2番目に記載してあります警察本部費の管理運営費として、2,800万円を計上しております。

これは、今、申し上げました浸水被害を受けた那賀警察署庁舎や武道場等の修繕などの経費であります。

次に、警察施設費の交番・駐在所等整備事業費として、378万円を計上しております。

この経費は、今後予定されている県立中央病院の外構等の工事に合わせて、徳島西警察署蔵本町交番を建て替えることとしており、現在の施設の取壊し及び新たに建築する施設の設計を今年度中に行うものでございます。

以上、平成26年度一般会計予算9月補正予算案について、御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

薄墨首席監察官

私からは、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について報告させていただきます。

交通事故が4件、捜査活動に伴う物損事故が1件の計5件でございます。

お手元の説明資料3ページを御覧ください。

1件目は、平成26年2月10日、徳島北警察署員の運転するパトカーが対向車線にはみ出し、対向車と衝突した人身事故でございまして、県の賠償金額63万7,454円と決定し、和解いたしました。

2件目は、平成26年3月11日、板野警察署員の運転する捜査用車両が、駐車場内通路におきまして相手方車両と出会い頭に衝突した物損事故でございまして、県の賠償金額26万1,828円と決定し、和解いたしました。

3件目は、平成26年6月5日、阿波吉野川警察署員の運転する公用二輪車が、右折のため停車中であった車両と衝突した物損事故でございまして、県の賠償金額19万4,490円と決定し、和解いたしました。

4件目は、平成26年6月29日、阿波吉野川警察署員の運転する捜査用車両が、交差点を右折してきた車両と出会い頭に衝突した物損事故でございまして、県の賠償金額8,100円と決定し、和解いたしました。

続きまして、4ページを御覧ください。

5件目につきましては、平成26年6月16日、徳島東警察署員が押収した車両のドアロックを確認した際にドアノブが破損した物損事故でございまして、県の賠償金額6,102円と

決定し、和解いたしました。

専決処分の報告は、以上でございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

笠井委員長

以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申し合わせがなされておりますので、御協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

藤田元治委員

今の本部長の説明のうち、新たな課題ということで、今、社会問題化している危険ドラッグについて、お尋ねしたいと思います。今年6月、JR池袋駅付近で8人が死傷した交通事故が発生するなど、危険ハーフ絡みの事件が相次ぎ、新聞報道されたように、県内でも危険ドラッグを吸いながら自動車を運転して物損事故を起こした男性、また、自宅で摂取して、病院に運ばれる等々の事件が発生しているわけでありまして。今の本部長の説明では、県内に販売店はないということでしたが、乱用者はどのような方法で危険ドラッグを購入又は入手しているのか、お伺いをいたします。

今井刑事部長

平成25年以降、現在までに県内において危険ドラッグを使用した疑いがある事例として、十数例を把握しております。

これは、御家族などからの110番通報とか、あるいは救急搬送といったもので端緒を得て把握したものでありますが、危険ドラッグを使用したものの約半数がインターネットを通じて入手している実態が出ております。

残りのうち、約2割が県外の販売店等へ出掛けて行って購入している者もございます。

以上のような状況でございます。

藤田元治委員

乱用者の人の自動車等の運転により事故を起こすことが危険ドラッグの一番の驚異だと思うので、車両検問や一斉検問をするなど、徹底的に取り締まるべきだと思うのですが、この検問といった部分について、事前に検挙したという話がなかなか聞かれず、いつも何か事故を起こした後に初めてそれが原因だったことが報道されているわけでありまして。危険ドラッグを乱用する運転者を検挙する上で、問題になる点は何かあるのでしょうか。

澤口交通部長

危険ドラッグ乱用者の取締り上の問題点ですが、危険ドラッグ吸引による薬物使用運転は、人身事故の場合には、自動車の運転によって人を死傷させた事実が明確であることから、入り口として過失運転致死罪あるいは過失運転致傷罪で逮捕しまして、その後、危険運転致死傷罪を視野に入れた適正かつ緻密な捜査を展開して立件送致することとしております。

また、物件事故を起こしたり、危険ドラッグを吸引して運転している場合、道路交通法第66条を適用します。第66条というのは、過労とか病気、薬物の影響で正常な運転が出来ないおそれがあるのに運転した場合でございます。この場合には、薬物を摂取、吸引することにより、酒酔い運転のように左右に大きく蛇行したり、急に意識を喪失するなど、正常な運転でないおそれがある状態を立証する必要があります。

そのために、飲酒運転のアルコール呼気検査のように、現場においてドラッグの成分とともに尿や血液などを鑑定し、薬物の影響が認められるか否かを判断する必要がありますのですけれども、今のところ危険ドラッグの簡易鑑定が出来ない点が問題でございます。したがって、基本的には事後捜査となると考えております。

藤田元治委員

今の説明を聞きますと、何か事件が起こった後でなければ検査などは出来ないのですか。直ぐに対応できないのですか。

澤口交通部長

全国的には、警視庁などで、いわゆる運転していて所持している、そして物損事故を起こした場合、あるいは検問などで、そういうような不覚に陥った運転者を現行犯逮捕しております。警視庁では、一部にそういうものが見られますが、当県においては慎重に判断しておりまして、個々具体的なケースで判断させていただきますが、例えば、交通事故現場において、危険ドラッグを所持している、あるいは吸引器具を車の中で所持している、異常運転の事実が目撃者あるいは警察官が現認している、よだれを垂らすなど、質問に対しても中毒症状が認められるような意味不明の言動をしている、身体から口臭から薬物のような体臭がするなど、いろいろな客観的状況がたくさん集まった場合、明白性が客観的に立証される場合など、現行犯逮捕も有り得ると考えております。

藤田元治委員

有り得る、出来るということですが、ほかにそれらを未然に防ぐ何か有効な方法というのは考えられないのでしょうか。

澤口交通部長

一つは啓発活動、あるいは運転免許行政を厳格に運用しての道路上からの排除ということを考えておりまして、乱用者が車両を運転しているという警察官の現認ない場合であっ

でも、常習的に危険ドラッグを自己使用した事実が明白であって、反復継続しての運転行為や将来にわたる運転行為が認められた場合、いわゆる道路上以外での自己使用や所持といった事実があつて、そして、その人が将来にわたって運転することが認められる場合におきましては、その危険を生じさせるおそれが認められますので、運転免許の行政処分を実施しているところでございまして、昨日、本県において、徳島県知事指定薬物の成分が含まれた危険ドラッグを購入し、自己使用した事案が発生したことを受けまして、捜査をしました。その結果、自動車等を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると判断したことから、徳島県公安委員会は、危険ドラッグ使用の男性を150日間の運転免許停止処分を行ったものです。

したがいまして、事前にとの視点からいきますと、そういう常習者を見つけた場合には行政処分による道路上からの排除、また、その前段として積極的な啓発活動をしまして、危険性を広く県民に伝えていきたいと考えております。

藤田元治委員

今、そういった事例があつても、やはり鑑定をしなかったら逮捕できないということですね。

したがって、そういう鑑定を早く行わなければならないと思います。飲酒の場合、県警ではすぐに数値が出てくるような測定器があるのですけれども、危険ドラッグに対する測定器であるとか、サンプルについて、どのようなものがあるのでしょうか、お伺いをいたします。

今井刑事部長

警察本部刑事部科学捜査研究所におきましては、毒薬物の鑑定機器といたしまして、ガス及び液体のクロマトグラフ質量分析計、あるいは赤外分光光度計、イオンクロマトグラフ装置、X線マイクロアナライザーなど、最新の高性能分析装置を保有してございまして、危険ドラッグを含むあらゆる薬毒物の分析が可能であります。ですから、現在のところ鑑定においては、こうした事案に対応するのに機器の増強は特に必要ないと考えております。

委員御指摘のとおり、危険ドラッグのうち薬事法で指定された指定薬物が急増してございまして、現在、大臣指定の指定薬物は1,400物質に及んでおります。今現在、県費の調達分も含め、県警察で鑑定のための標準品を保有しているものが50物質のみであります。全国的な乱用者の急増という状況を背景として、警察庁から100種類程度の標準品が近く配付される予定となっております。これらについては、今、国内で乱用が確認された物質であります。

これまで、大麻を吸引したのではないかとの通報があつて、確認したら大麻ではなかった。

そういうとき、指定薬物の可能性があつたので標準品を独自に12品目入手してございましてけれども、これらについては基本的に海外からの輸入を待たなければならないということで、実際のところ、発注から入手するまでには数か月の期間を要してございます。

そのため、急を要する際には、県の薬務課、警察庁、厚生労働省及び他府県の科学捜査研究所と情報交換をいたしまして、それらの物質を標準品を保有しているところから提供を受けるなどして、可能な限り迅速な鑑定に努めているところでございます。

なお、知事部局のほうでも、9月議会での補正予算要求の中に「県民を守る危険ドラッグ対策緊急強化事業」として危険ドラッグ等の試買、検査、それから標準品の事前準備等について要求しておりますので、県当局との連携を更に強化して、こうした事案に対処していくこととしております。

藤田元治委員

今の説明を聞いて、いろいろ新しい課題というか、未知の世界の部分が多いわけですが、やはりこれを予防する部分に関して、危険ドラッグを使用しないという啓発の部分については、これから非常に大きな比重を占めてくるのではなかろうかと思えますし、県警だけでなく、やはり今の説明にもありましたように、保健福祉部の新規事業である「県民を守る危険ドラッグ対策の緊急強化事業」などと連携しあって、更に重点的に予防すべきであると思うのですが、その辺について、本部長からこれからの決意を聞いて終わりにいたします。

児嶋警察本部長

危険ドラッグの乱用者を道路交通の場から排除するに当たり、その前にドライバー、あるいは一般の人に対して広く危険ドラッグの危険性を周知するといった広報啓発活動、情報発信というのは、大変大事だと認識しているところであります。

いろいろな交通安全の講習会とかインターネットカフェ、あるいはゲームセンターなどの場でチラシを配ったり、また、7月31日に県庁の保健福祉部薬務課と連携をしまして、免許更新者に対する危険ドラッグ乱用禁止を呼び掛けるキャンペーンを行ったり、あるいは、県警本部の組織犯罪対策課員が四国放送のラジオに生出演しまして、危険ドラッグの危険性を訴え掛けることを今夏に集中的にやってきました。

今後とも、こういった情報発信、広報啓発というものは進めていきたいと思えます。当面は、明後日から始まる秋の全国交通安全運動の期間中に、飲酒運転の根絶とともに、危険ドラッグの追放も併せて実施していきたいと思っています。

松崎委員

つい最近ですが、徳島県の田舎のほうに移住してきた方が大麻栽培をして、発見された。

今、人口減少の中で、それぞれの地域では何とかいろいろな人に来ていただいて、住んでもらいたいという思いで一杯です。もちろん良い人が来てくれるという前提ですが、今回の場合、まだ捜査段階かもしれないのですけれども、移住してきた方がお金もうけを目的に当初から大麻栽培をしていたのかもしれない。諸手を挙げて移住者の方にいらっしやいといった形だけではなく、県警としては、今回の事件を参考に市町村とも連携し、住民

の方の情報収集などもやらざるを得ないと思ったのですが、その辺について、どのように対処されようとしていますか。

今井刑事部長

委員御指摘の大麻草の栽培で摘発した事件でありますけれども、現在、まだ捜査中でありまして、詳細については控えさせていただきますが、警察がこの事案の端緒としたものも住民からの通報に基づくものでございまして、今後とも、そうした違法事案等に対する警察への協力依頼といったものに、また、違法薬物等の啓発活動に取り組んで、住民から更に協力が得られるように努めていきたいと考えております。

松崎委員

捜査過程だろうと思いますので、これ以上は控えさせていただきます。今回の件については、人口を何とか増やしたい地域にとってはかなりショックだったと思いますので、今回の事案の捜査がきっちり終わった段階では、やはりそのことを教訓としながら、他の地域から移住されてこられる方に対して、警戒といったら失礼に当たるかもしれないし、そんなところへ行きたくないとなったら困りますけれども、やはりこういうことが起こらないように、未然の市町村なり、住民との連携の仕組みといいますか、有様というのを御検討いただいた方が良いのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

そして、今、危険ドラッグの話が出ていましたが、県内の薬物乱用の実態として、この広がりの中で、大人ではなく、子どもたちにも及ぶことを心配されるわけございまして、この少年の乱用状況などをどのように把握されているのでしょうか。

小倉生活安全部長

県内における薬物乱用の実態についての御質問でございます。

まず、県内における昨年及び本年8月末現在の検挙状況等について御説明いたします。

これについては、少年も成人も全部含んだ件数でございます。昨年は、覚醒剤事犯が40件で30人、大麻事犯が9件で4人など、併せて53件で37人を検挙いたしております。本年は、8月末現在で覚醒剤事犯18件で19人、大麻事犯2件で3人など、合計23件で25名を検挙しているところでございます。

このほか、本年は、全国的に問題となっております危険ドラッグにつきまして、7月に薬事法違反で、さらに8月には県の薬物の濫用の防止等に関する条例違反で、それぞれ1人を検挙しているところでございます。少年の実態についての御質問がございましたけれども、このうち、少年の乱用の実態についてでございますが、昨年は覚醒剤取締法違反で少年1人を検挙いたしております。本年は、8月末までの間に少年の薬物事犯での検挙はございません。また、昨年及び本年8月末までの間に、少年による危険ドラッグに係る検挙もございません。

松崎委員

少年の場合、それほど案件は多くない。これは幸いだと思います。これから段々広がっていく心配もあるのですけれども、例えば、危険ドラッグを使用したり、持っていたことが発覚した場合、県警としてはどのような対処をされるのでしょうか。

小倉生活安全部長

ただいま、委員から御質問ございました危険ドラッグを使用又は所持する少年を発見した場合、先ほど御説明しましたとおり、昨年及び本年8月末現在はございませんけれども、こういった少年を発見した場合、検挙を通じて薬物少年の更生を図っていくよう取り組んでいきたいと考えております。

また、危険ドラッグは指定薬物に該当しない場合もございますので、そのまま放置すれば非行、その他の健全育成上の支障が生ずるおそれがあるときには、不良行為少年として、積極的に補導活動を実施するなど、少年の健全育成に努めてまいりたいと考えております。

松崎委員

不良行為少年という形で補導していくということですが、この種薬物の場合、かなり再発の危険性等々の可能性があると思うので、何らかの対応が必要ではないかと思えます。

その場合、例えば少年ということで、学校や地域のいろいろな関係もあろうかと思うのですが、どういった連携を図って、少年を補導した後の更正をしっかりとやっていくのか。

やはり絶滅させていかないと、この種の薬物使用や危険ドラッグの使用というのは引き継がれていくことになったり、広がっていく可能性もありますので、その辺について何かお考えがあれば、お聞きしたいと思います。

小倉生活安全部長

少年の再乱用を防止していくことについての御質問でございます。

県警察では、少年相談や街頭補導等により薬物乱用少年を発見したとき、必要に応じて継続補導、また、少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動などを実施して、薬物の再乱用の防止を図ることといたしております。

また、関係機関、団体との連携につきましては、委員御指摘のとおり、薬物乱用は再乱用に至る危険性が非常に高い事案でございますので、継続補導や少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動を行うに当たりまして、必要に応じて治療を行う専門的な医療機関、さらに保健所などの関係機関、団体との協力体制を確立した上で、再乱用防止対策を推進していきたいと考えております。

松崎委員

是非、少年の段階と申しますか、若いときからそれを防いでいくことも大変大事かと思

いますので、今、お話があったように、いろいろな関係団体等とも連携して、再発しないような対策もしっかりやっていただきたいと思います。私どもの阿南市のほうでしたら、阿南の祭りのときに必ず薬物防止パレードを県警や保健所の皆さんと一緒にしているのですが、そういった薬物乱用、さらには危険ドラッグの使用の危険性を引き続いてしっかり啓発していただきたいと思いますということで、お願いしたいと思います。

それから、今回、驚敷警察署を立ち直らすための管理運営費が計上されることになりました。

警察であれば、災害状況の情報を一番早くキャッチして、また、警察としての対応も必要だったろうし、住民、地域に対していろいろなことも連絡しなければならないということで大変だったろうと思います。幸い、いろいろな重要な書類等などが職員の皆さんの努力で保全されたとのことでもあります。今回、国道の周りが全部床上浸水するなど、大変な災害になってしまったのですが、警察そのものの活動に支障はなかったのかということが一つと、もう一つは、例えば、もう一度あのような状態になることを想定したら、高台移転も視野に入れた検討が必要になってくるし、そんなことが二度とあってはならないと思います。今の段階で、何かお考えがあれば教えていただきたいと思います。

西岡警備部長

ただいま、お尋ねがございました那賀警察署の被害の関係でございますけれども、先ほど冒頭で当方の理事官が説明したとおりでございます。

現実的には、浸水被害を受けまして、実際、署員は対応に追われておりまして、公用車の一部に被害が出るなど、一時的には支障が出ておりますが、浸水を免れた駐在所にありましては通常業務も出来ていましたし、それから、無線や電話といったものにつきましても機能を維持できていました。それから、110番や急訴事案につきましては、隣接の警察署といったところから応援が出来る体制も執ってございました関係で、一時的には被害を受けましたけれども、警察活動といたしましては的確に対応できたと考えております。

あと、高台移転などの問題でございますけれども、これにつきましては、警察署そのものの在り方、それから膨大な予算といったのも絡みますので、検討しているのかということにつきましても、ちょっと即答は控えさせていただきたいと思います。

松崎委員

大変な状況の中で、警察でもいろいろ緊急的な事案などがあったと思いますが、大変お世話になったということを申し上げておきたいと思います。私も実家が隣であり、床上浸水もいたしましたので、事情はよくわかります。

あと一点、実は、鮎喰川でも連続して水難事故と いいますか、若い人がお亡くなりになったと。実は、阿南市の出島川では、同じ箇所でも子どもが滑り込んでしまって、大変悲しい死亡事故が起こっているわけです。新聞報道でしかわからないのですが、河川の危険箇所の調査を出島川や鮎喰川だけでなく、全県的に調査をしながら対応を図っていくとい

うようにしていただきたい。出島川の場合，阿南警察署と南部総合県民局の県土整備部と学校関係者の皆さんが寄っていただいて，今後どうしていくかという相談を，今，進められているとお聞きしました。県警としては，今後，どのような形で対応されるのか，少しお聞きしたいと思います。

小倉生活安全部長

水難事故の防止の関係についての御質問でございますが，水難の防止につきましては，先ほど委員からの御指摘のとおり，河川の管理者，学校関係者，保護者といった関係団体，また，警察は地域の安全を守る会等もございますので，そういう関係者等と連携して河川の現場点検，必要な対策を，特に出島川については，昨年，今年と，過去連続して2件2名の犠牲者が出ていますので，対策をとることとしております。今のところ，県下全体的に具体的なことは決まっておりませんが，出島川と同様の対策がとれるように検討を進めていきたいと考えているところでございます。

笠井委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは，これをもって質疑を終わります。

以上で，公安委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により，休憩いたします。（11時29分）